

学長選考会議規程

平成 20 年 12 月 12 日 学長選考会議決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 静岡県公立大学法人が設置する大学の学長（以下「学長」という。）の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) その他学長の選考に関し必要な事項

(委員の任期等)

第 3 条 選考会議の構成員（以下「委員」という。）の任期は、2 年とし、再任されることのできる。

- 2 委員が、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会（以下「審議会」という。）の委員でなくなったとき、又は学長の候補者になったときは、委員としての身分を失う。
- 3 前項の場合又は事故その他の事由により委員に欠員を生じた場合は、欠員となった委員を選出した審議会において、補欠の委員を速やかに選出するものとする。
- 4 前項に規定する補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 選考会議は、第 2 条各号に掲げる事項について審議する必要がある場合に、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の過半数から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、選考会議を招集しなければならない。
- 3 議長は、前 2 項の規定により選考会議を招集するときは、開催の 1 週間前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

(議事)

第 6 条 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。ただし、学長の解任に係る議事は、議長を含む出席委員の3分の2以上をもって決する。

- 3 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 選考会議の事務は、法人事務局法人経営室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は平成20年12月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に現に委員である者の委員としての任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成21年9月30日までとする。